

# 株式取扱規則

昭和電工株式会社

# 株式取扱規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使の方法については、株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）または株主が振替口座を開設している証券会社、銀行または信託銀行等の口座管理機関（以下、「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づき、この規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人  
東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社  
同事務取扱場所  
東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

## 第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下、「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

- ② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- ③ 株主名簿は、機構が指定する文字、記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第4条 株主名簿に記録される者（以下、株主等という。）は、その氏名または名称および住所等を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、証券会社等または機構を通じた届出の対象となっていない事項については、当会社の定める書式により株主名簿管理人に対し届け出るものとする。

(法人株主等の代表者)

第5条 法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主等の代表者)

第6条 株式を共有する株主等は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選定するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合は、株主等本人からの届出とみなす。

### 第3章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下、「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下、「証明資料等」という。）を添付、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。

ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。

③ 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状および当該委任状が株主本人により作成されたことを証するものを添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

④ 請求等に保証人を要するときは、当会社が適当と認めたものに限る。

### 第4章 株主権行使の手続き

(少数株主権等)

第11条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

- ② 当社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および議案が役員選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することができる。

(単元未満株式の買取請求の方法)

第12条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第13条 買取請求株式の買取単価は、前条の買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第14条 当社は、前条により算出された買取価格から第25条に定める手数料を控除した金額を、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。

- ② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第15条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第16条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下、「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第17条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

- ② 当社が保有する譲渡すべき自己株式が10,000株を下回ったときは、20,000株を上回る日まで買増請求の取扱いを停止する。

(買増請求の効力発生日)

第18条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に発生するものとする。

(買増価格の決定)

第19条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第20条 買増請求を受けた单元未満株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増価格に第25条に定める手数料を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第21条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日まで、買増請求の受付を停止する。

1. 6月30日
2. 12月31日
3. その他機構が定める株主確定日等

② 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求受付停止期間を設けることができるものとする。

## 第5章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第22条 特別口座の開設を受けた株主等の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

## 第6章 総株主通知等の請求

(当会社による総株主通知の請求)

第23条 当会社は、正当な理由がある場合には、総株主通知を機構に対し請求することができる。

(当会社による情報提供請求権の行使)

第24条 当会社は、正当な理由がある場合には、証券会社等または機構に対して、振替法第277条に規定する請求を行うことができる。

## 第7章 手数料

(手数料)

第25条 第12条に定める単元未満株式の買取請求および第16条に定める単元未満株式の買増請求に関する株主が負担する手数料は、次のとおりとする。

買取価格または買増価格に対して、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取ったまたは買増した単元未満株式の数で按分した金額に消費税を加えた金額とする。

<算式>

買取単価または買増単価に1単元の株式を乗じた合計金額のうち	
100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)	

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

## 附則

(本規則の改訂)

第1条 本規則の改訂は、取締役会の決議によるものとする。

(本規則の実施日)

第2条 本規則および本附則は、平成21年1月5日より実施する。

## 沿革

昭和47年 8 月30日	制定
昭和47年 8 月31日	実施
昭和57年10月 1 日	改訂
平成 3 年12月 1 日	改訂
平成 6 年 3 月30日	改訂
平成11年10月 1 日	改訂
平成12年10月 1 日	改訂
平成13年 3 月30日	改訂
平成13年10月 1 日	改訂
平成13年11月26日	改訂
平成14年 3 月28日	改訂
平成14年 4 月 1 日	改訂
平成14年 6 月17日	改訂
平成15年 3 月12日	改訂
平成15年 4 月 1 日	改訂
平成16年 3 月30日	改訂
平成18年 5 月16日	改訂
平成19年 3 月29日	改訂
平成19年12月19日	改訂
平成21年 1 月 5 日	改訂
平成22年 1 月 5 日	改訂